

新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第4回 議事要旨

- 1 日 時 平成19年3月16日(金) 14:00~16:00
- 2 場 所 総務省10階1001会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員(五十音順、敬称略): 池田千鶴、依田高典、菅谷実、林秀弥、舟田正之
 - ・ オブザーバー(敬称略): 菅久修一
 - ・ 総務省: 事業政策課長 鈴木茂樹、料金サービス課長 谷脇康彦、
公正競争推進室長 今川拓郎、料金サービス課課長補佐 飯村博之・片桐義博、
事業政策課課長補佐 西澤雅道
- 4 議事内容
 - 開 会
 - 議 事
 - (1) 支配的な電気通信事業者に適用される規制の概要について
 - (2) 指定電気通信設備制度に基づく規制の在り方に関する主な論点について
 - (3) その他
 - 閉 会
- 5 主な議論
 - (1) 支配的な電気通信事業者に適用される規制の概要について
 - 資料2p14にある「NTTグループに係る構造的措置等に伴う公正競争確保のための措置」は、法的な位置付けは何か。違反した場合の担保措置はあるのか。
 - 資料2p10にあるとおり、公正競争の確保のため、NTT法に基づいて行う行政指導であり、同法における所管大臣の監督権に基づき是正を求めることが可能。なお、当該措置は、告示・政府措置等の形式をとっており、一部NTTの自主的な措置として公表されたものも含む。
 - 資料2p11の活用業務ガイドラインにある7つのパラメータの役割如何。
 - これらのパラメータは一般的に満たすように申請すべきという位置付けのもの。認可申請時にこのパラメータに照らしチェックを行っている。
 - 資料2p2・p14にあるように、現行の指定電気通信設備制度では、固定系と移動系で分けているが、一本化しても良いのではないか。また、地域IP網については、ボトルネック性がさほど高くないとの見方もあるが、どのように考えるか。
 - FMCのように固定系と移動系が一体化しつつある状況にかんがみ、市場を画定して市場支配力のある事業者を認定するという方が良いのではないかという問題意識があり、議論頂きたいところ。地域IP網については、現在、情報通信審議会において接続ルールに関して議論頂いており、NTTは地域IP網を指定設備の対象から外すよう要望しているが、答申案では、地域IP網については、これからのNGNとの関係が不明確であること、当該地域IP網を使ってサービス提供している事業者もいるという点を踏まえて検討すべきとされている。
 - 資料2p2・p14の「サービス規制」は、事業者間ではなく小売サービスに限定されていることに留意すべき。

- 資料 2p13 の東京電力の電気通信事業への参入では、自己と他者との差別的取扱いに言及しているが、資料 2p4 の禁止行為ではこの点に言及していないのはなぜか。
 - 東京電力本体が参入した際は、自己の電気通信部門と他の電気通信事業者をどう扱うかという観点。電気通信事業法では、支配的事業者が他の電気通信事業者をどう扱うかという観点。支配的事業者が自己と他者をどう扱うかは、むしろ接続会計等により管理部門と利用部門で会計分離を行うこと等で同等性を確保している。
 - 資料 2p4 に関し、地域で価格が異なる場合の規制如何。一律にする必要はあるか。
 - 難しい問題。経済合理的なコスト差があれば地域格差も一概に否定されず、実務上は個別に判断。ただし、現実問題としては、業務区域内で一律料金というのが一般的。なお、NTT西のBフレッツでは、一定以上の人口規模の地域で特別割引サービスを行っている。
 - NTTは地域別料金の設定が可能なのか。ユニバーサルサービス基金は一律料金を念頭に置いたものではないか。
 - 総論としては可能。現に基本料には地域格差（都市部の方が高額）があり、相対料金が認められるサービスもある。ただし程度問題であり、特にユニバーサルサービスについては料金の地域的均一性が強く要請される面がある。
 - 禁止行為については、対事業者の差別的取扱いに関する事。差別料金のような対消費者の差別的取扱いについては、電気通信事業法第6条等で担保されている。
 - 資料 2p11 の「⑦実施状況等の報告及び公表」は、実際どう公表されているのか。資料 2p12 の競争セーフガード制度にある検証はどう公表されるのか。
 - 前者は、事業者から総務省へ報告があり、総務省から公表されるもの。ただし、必ずしもシステマチックな仕組みではなかったため、競争セーフガード制度を4月から始めることとした。当該制度は、過去の活用業務認可時等の公正競争要件についての検証を行うものであり、意見募集結果も付して定期的に公表する予定。
- (2) 指定電気通信設備制度に基づく規制の在り方に関する主な論点について
- レバレッジに関し、国際競争力との関係をどう捉えるか。グーグル等の世界的に支配力のある上位プレイヤーが下位レイヤからのレバレッジについて懸念を示すこともあるが、国際競争力の強化の視点からどう考えるか。
 - 難しい問題。上位レイヤからのレバレッジは、この作業部会の親会で主に議論。作業部会では、国内法規が適用される中でのプレゼンスがある通信キャリアとコンテンツプロバイダ等を想定し、下位レイヤのボトルネック性に着目した議論が主体か。
 - 電気通信事業法におけるレバレッジの要件については、「可能性」で足りるのか。実際に競争への影響力が生じていることが必要となるのか。
 - どれだけの蓋然性をもって競争阻害性があるかと考えるかは難しい問題。基準の明確化や説明責任が求められる。事前規制と事後規制のバランスが論点となると思料。
 - 資料 3p3 にあるプラットフォームレイヤとは具体的に何を指すのか。
 - アクセス・コアといったネットワークレイヤとコンテンツレイヤをつなぐ部分。認証・課金、QoS等のサービス付与機能が該当する。別途図解してお示ししたい。NGNのようにプラットフォームの機能まで作り込んでいく流れの中で、この機能を上位レイヤの事業者が同じ条件で使えるかというのが一つの論点。

- 資料3p2の④にある「機能に着目した」と資料2p12にある「注視すべき機能」とあるが、ここでの機能の意味如何。
- 資料3p10にあるように、現行の指定設備制度は、設備そのものではなく、その設備がどう使われているかという機能に着目するもの。今後は、ソフトウェアで機能の追加変更も想定し、指定設備制度の概念を再整理する必要があるという問題意識。
- ボトルネック設備がアップグレードしていく時に登場してくる新しいサービスに、事前規制を引き続き適用することについて、独禁法では一般的にどう考えるか。
- 独禁法は、企業結合以外は具体的な行為により競争に影響が出た場合を対象とするもの。一般に、「行おうとしている」という段階で違反とするのは困難。ただし、企業結合関係の事前規制では、数年の程度で予測できるものは視野に入れる。
- 独禁法の枠組みでは新しいネットワークを規制することはないが、あるシステムを作ってそれを動かせば、ある市場における市場支配力が別の市場にレバレッジされるという議論はあり得る。公正取引委員会の資料に独占の梃子の例としてマイクロソフトの抱合せがあったが、抱合せをした結果どれだけ競争相手を排除するようになるかまだ分からない段階でも規制する。不公正な取引方法であれば当然そういう話。
- ソフトウェアの場合は知財が関わるので、開発のインセンティブとの関係で慎重な配慮が必要という議論もある。
- 電気通信事業法のドミナント規制は、寡占性が非常に強い市場構造・市場特性という「蓋然性」を拠り所とした事前規制。公取との共同ガイドラインの制定時も、独禁法と電気通信事業法の適用は重なりうるが、各々見る視点が異なるという議論をしたと理解。ソフトウェアの話は難しく、ボトルネック部分のオープン化や情報開示が求められると思うが、様々な切り口からの議論を慎重に行うことが必要。
- 市場画定を行い、画定された市場毎に市場支配力を認定し、その根源を特定して根源を解消するために必要な措置を考え、これが一般法である独占禁止法の事後規制で十分でなければ、事業法で特別な措置をするという理解。こう考えると、資料3の論点①～③は市場支配力の認定の話であり、企業結合規制の考え方が参考になる。④～⑤は根源が何かという話であり、根源に対応した措置を考えるべき。
- 資料3の①～③については、企業結合規制が参考となる市場支配力の認定に加え、当該市場支配力がレバレッジとか子会社を通じてとか、どう使われるのかという行使の面もある。特に、資料3p7の共同支配の例は、その行使に関する情報もすると有益。
- 資料3p7は「SMPガイドライン」に基づく事例であり、SMP事業者に認定をするというところまで。行使の面やどういう規制を適用するかは別の話。
- 資料3p6の論点③の協調による市場支配力について、具体例は何か。
- 一般に、独占状態から競争が進めば、例えば1位と2位の事業者間で生じ得るもの。
- 共同支配性はEUの判例ではかなり強い結び付きが基本であり、結び付きの実例を調べておくると有益。ただし、ここでは理論的枠組として必要という意味と理解。
- 資料3p5の論点②について、禁止行為を拡大するとすれば、その問題意識如何。
- 「IP時代の競争の在り方に関する懇談会」で、NTT以外の事業者から、従来の規制の枠を超えた市場支配力の内容があるのではないかという指摘があった。NTT東西がその子会社と一体となって営業活動を行っている一方、現行のドミナント

規制はNTT東西のみを対象としていることから、当該規制が目指している実効性が十分に担保できているのかということが背景。

○NGNについて、産業政策や国際競争力の観点も必要だが、総務省として競争政策上どのような規制やスケジュールを考えているか。

→NTT東西のNGNについては、色々な考え方があるが、競争中立性・技術中立性の観点から見るのが基本。当該NGNは、既存のボトルネック設備の上に構築されるものであるため、現行の指定設備制度の枠内で考えるべきと理解。ただし、技術進歩も重視し、指定の仕方等の見直しも検討し、同時に競争セーフガード制度でモニタリングを充実させていく予定。「ICT国際競争力懇談会」では、国内できちんとした競争があつてこそ国際競争力もつくという前提で議論しているので、この競争ルールの在り方と国際競争力の観点とは独立的に考えて良いと思料。民間による国内の優れたものを伸ばしていこうというスタンスだが、そのために国内の競争を控えようという話ではない。

○論点②・③のような単独でない市場支配力の議論は、経済学ではどう考えるのか。

→③の共同支配の議論は、経済学でもカルテル規制として分析されている。②の片方は規制下で片方は非規制下というような議論は、一般論としては難しいが、子会社も含めた総合的な利潤最大化の問題として捉え、ライバルのコスト引き上げ戦略、プライススクイズ、内部相互補助等の個別テーマとして分析可能。

→独禁法や経済学では本来は実質的な市場支配力を見るが、事前規制の場合にはそうはいかず、形式的に子会社であれば外れてしまうので、なかなか扱いが難しい。

(3) その他

○次回以降（第5回・第6回）はヒアリングを予定しており、その進め方について、事務局から説明があつた。なお、議論は検討アジェンダ（指定電気通信設備制度の規制については、資料3の論点を含む。）に沿って行うこととした。

○林構成員から資料の提出があり、水平・垂直・混合型企業結合の比較等について説明があつた。

6 その他

○次回の日程は、平成19年4月20日（金）の開催を予定しており、別途ホームページ上に掲載することとした。

以 上